

■大阪府条例による流入車規制 <流入車規制>

規制対象

普通自動車等 ⇒ トラック(トラッククレーン、高所作業車等)
 自動車NOx・PM法と同様に、並行輸入車(オールテレーンクレーン台車)は適用除外とされています。

適用開始日

平成 21 (2009) 年 1 月 1 日。ただし、特種自動車は、平成 21 (2009)年 10 月1日。

規制内容

自動車NOx・PM法の排出基準を満たさない規制対象ディーゼル車は、大阪府37市町村(自動車NOx・PM法の対策地域)を発着地とすることができません。通過のみは規制を受けません。

また、発着できる自動車NOx・PM法排出基準適合車は、大阪府が交付する適合車等標識(ステッカー)を表示しなければなりません。

大阪府流入車規制のまとめと対応方法

排出ガス規制		規制内容	規制への対応方法
適合規制の区分	識別記号		
昭和 58 年規制以前	K-,N-,P-等	自動車NOx・PM法の排出基準に適合しません。 猶予期間を経過した車は、大阪府の自動車NOx・PM法対策地域内を発着地とすることができません。	・排出基準適合車に買い替える。 ・国土交通省の「NOx・PM低減装置性能評価制度」において優良と評価された低減装置を装着し、排出基準に適合するようにする。
平成元年規制	U-		
平成 2 年規制	W-		
平成 6 年規制	KC-		
平成 10 年規制(KK-)、平成 11 年規制(KL-)以降は適合車		自動車 NOx・PM 法の排出基準に適合していますので、流入者規制は受けません。	

○ 規制地域(自動車 NOx・PM 法の対策地域)

大阪市等の 37 市町です。
 豊能町、能勢町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村の6町村は、対策地域外です。



○ 大阪府適合車等標識(ステッカー)

